

千葉市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和2年11月26日

千葉市監査委員	大	木	正	人
同	宮	原	清	貴
同	伊	藤	康	平
同	向	後	保	雄

2千総業第221号

令和2年11月19日

千葉市監査委員 大木 正人 様
同 宮原 清貴 様
同 伊藤 康平 様
同 向後 保雄 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成28年度、平成30年度及び令和元年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成28年度包括外部監査

監査のテーマ：社会福祉法人千葉市社会福祉事業団及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会における出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政援助等に係る所管課等の事務の執行について

第3-3 外部監査の結果：各論 3. 千葉市社会福祉事業団和陽園について

(5) 業務の外部委託について

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>ウ. 清掃業務委託予定価格設計書の管理費の設定について（報告書 P143）</p> <p>和陽園は、清掃業務委託予定価格設計書において管理費を法定福利費及び事務的経費等とし、平成27年度では、直接施工費の5.0%を管理費として積算している。また、平成26年度においては、直接施工費の8.0%を管理費として積算している。</p> <p>ここで、和陽園は、平成27年度は特別養護老人ホーム（ユニット型）の開設により、清掃業務委託予定価格設計書において直接施工費を算定するにあたり、人員を1人多く見積もっており、その結果、人件費が増加している。また、平成27年度の清掃業務委託予定価格設計書において管理費を算定するにあたり、平成26年度は直接施工費の8.0%と積算していた管理費（定期清掃を含む。）を、前年度の実績を参考に管理費の金額を同額程度と積算したことにより、直接施工費の5.0%と積算している。</p> <p>しかし、一般的に法定福利費は人件費に関して一定の比率で発生すると考えられる。そのため、平成27年度の管理費の積算において、人件費が増加したことに伴い法定福利費が増加すると想定される。また、平成27年度において特別養護老人ホーム（ユニット型）を開設していることから、平成27年度の管理費の積算において、事務的経費も増加することが想定される。このように管理費の構成要素である法定福利費及び事務的経費が増加すると想定されるにも拘らず、和陽園では、平成27年度の管理費の積算において、平成26年度を下回る金額を算定している。その要因が平成26年度の管理費に定期清掃に係る金額を含んでいたと考えられるとしても、そもそも、平成27年度の管理費の算定を行うにあたり、前事業年度と同額程度と算定した根拠が不明瞭であり、同額程度になるように、管理費を算定する際に用いる比率を5%とすることに合理性はないと考えられる。</p> <p>以上より、平成27年度の和陽園における清掃業</p>	<p>清掃業務委託の予定価格設計書の管理費については、令和元年11月18日付け「建物施設に係る「清掃業務」及び「人的警備業務」における調査基準価格等の算出方法について」を参考として、適正な額を算定している。</p>

務委託に関する管理費の積算は、合理的ではないと考えられる。

【結果】

和陽園は、清掃業務委託予定価格設計書において管理費を算定するにあたり、その構成要素としている法定福利費及び事務的経費等の会計的性格を考慮し、実態に合った適正な管理費の額を算定されたい。

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

3.2. 市営競輪開催に伴う競輪事務委託（No. 124）【公営事業事務所】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 予定価格調書の作成（報告書 P147）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本契約は、自転車競技法第3条第1号の「競輪に出場する選手及び競輪に使用する自転車の競走前の検査、競輪の審判その他の競輪の競技に関する事務」についての業務委託契約である。自転車競技法第3条によって、本業務の委託先は、他の地方公共団体又は競技実施法人（現在認可されている団体は公益財団法人 JKA のみ）に限られている。市職員は自ら競走前審査や審判業務を行う技術を持たないため、実質的に公益財団法人 JKA への委託が必須となっている。また、契約金額についても、自転車競技法第16条、自転車競技法施行規則第24条及び同規則別表で計算方法が定められている。</p> <p>一方、千葉県契約規則第22条では、随意契約においても予定価格を定めることを求めているが、本契約においては、予定価格の算定が行われておらず、予定価格調書も作成されていない。また、施行伺いにも執行予算額の記載はあるが、予定価格の記載はない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>競輪を開催する上で、公益財団法人 JKA に競走前審査や審判などの競輪競技に関する事務を委託すること及び契約金額の算定方法については、法令で定められている。</p> <p>しかしながら、予定価格は、予算執行の際の上限額としての性格を持ち、議会で議決された予算を計画的に執行するために必要となるものである。千葉県契約規則第22条においても、随意契約の場合も予定価格を決定しなければならない旨を規定しており、同規則に従っていない。</p> <p>【指摘】</p> <p>千葉県契約規則第22条に基づき、随意契約である場合も予定価格を適切に決定されたい。</p>	<p>本業務委託については、令和2年度契約分から、適切に予定価格を決定し、予定価格調書を作成している。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

3.3 市営競輪開催に伴う臨時場外分開催経費 委託（No. 125）【公営事業事務所】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 誓約書の入手（報告書 P148）</p> <p>① 現状分析</p> <p>市では、業務を委託するに当たり、委託先事業者における従事者への賃金の支払や労働関係法令の遵守を指導するとともに、「従事する職員の賃金や労働条件についても、最低賃金法などの労働関係法令を遵守する」ことを誓約する旨の誓約書の提出を求めているが、本委託業務においては当該誓約書が入手されていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>他の競輪場での場外車券販売に関する業務委託という事業の性質のため、事業者の所在や実施場所は遠方であり、また間に他の競輪場の管理者が入るため、直接委託先事業者と交渉が行われることもない。そのため、労働関係法令の遵守状況などの情報は通常の業務委託契約よりも入手しづらい。よって、通常の契約以上に、「誓約書」の入手をとおして、労働関係法令の遵守状況の確認を行う必要があると考える。</p> <p>【指摘】</p> <p>委託先事業者による業務履行時には、従事者に対する賃金や労働条件について、最低賃金法などの労働関係法令を遵守することを求める誓約書を入手されたい。</p>	<p>本委託業務については、令和元年度から、受託者に最低賃金法などの労働関係法令を遵守する旨の誓約書を提出させている。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

4.1. 公園・街路樹剪定等業務委託（No.151、171）【各公園緑地事務所】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(3) 委託事務の管理（報告書 P181）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本業務委託は、市民からの要望や緊急性、実施頻度を勘案しながら、契約期間中に市から千葉市造園緑化協同組合へ剪定等を実施するエリアを指示し、その上で業務が履行される単価契約である。</p> <p>美浜公園緑地事務所が管轄する地区における業務の履行状況を確認した結果、平成30年1月22日付で同協同組合への指示が行われた指示書に作業内容や数量、単価等が記載されているところ、業務の履行結果として生じる枝葉の実際処理数量が含まれていた。なお、枝葉の処理数量は、業務を実施し、リサイクル工場に搬入した同月29日に確定するものである。</p> <p>また、中央・稲毛公園緑地事務所においても、平成29年6月26日付で同協同組合への指示が行われた指示書に作業内容や数量、単価等が記載されているところ、美浜公園緑地事務所と同様、業務の履行結果として生じる枝葉の実際処理数量が含まれていた。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>指示書の内容から、当該指示書が業務実施後に作成されていることは明らかである。業務が履行されるためには、同協同組合へ指示書発行以外による方法で作業指示が行われていると推察されるが、一方で、市における指示書発行の承認手続が事後的となっており、委託契約における仕様内容に基づいた手続が適切に実施されていない。</p> <p>【指摘】</p> <p>業務を指示する際には、契約及び仕様書に基づき適切な時期に指示書を作成し、適切な承認手続を経た上で業務の指示を行われたい。</p> <p>当該状況は契約事務の信頼性を著しく損なわせるものである。形式的な書類上の不備と考えずに、本委託事務の実施手順を総点検し、このようなことが発生しないよう改善を求める。</p>	<p>本委託業務については、令和元年度から、適切な時期に指示書を作成し、決裁を経て業務の指示を行っている。</p> <p>また、再発防止のため、本委託事務の実施手順を総点検した上で、事務フローを作成し、令和元年7月から試行運用を行い、令和2年6月に開催した都市局公園緑地部委託等発注方法検討委員会での決定に基づき、本格運用を開始した。</p>

平成30年度包括外部監査

監査のテーマ：業務委託に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

4.5. 動物公園入園料等収納業務委託（No. 179）【動物公園】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(2) 委託事務の管理（報告書 P191）</p> <p>① 現状分析</p> <p>本委託業務は、千葉市動物公園における入園料等の料金徴収を行うものであり、入園料のほか、駐車場使用料及びコインロッカー、ベビーカー等使用料の収納業務が含まれる。</p> <p>希望型指名競争入札により事業者が選定されており、平成29年度においては3者入札のなかでも最も有利な価格を示した株式会社動物公園協力会が落札し、契約締結している。本業務委託においては、委託契約書で委託先事業者に対して、業務を実施するに当たり、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、市へ提出することを求めている。また、入園料等を収納する業務であることから、業務仕様書において、委託業務の従事者を統括する者（業務責任従事者）と、それを補助する従事者を選任した上で、委託業務の実施前にすべての業務従事者の氏名・住所等を記載した業務従事者名簿を市へ提出しなければならないこととしている。</p> <p>しかしながら、平成29年度業務において、委託先事業者から業務計画書及び業務従事者名簿の提出を受けていない。</p> <p>② 原因及び問題点</p> <p>市担当者へ質問したところ、業務開始時に業務計画書及び業務従事者名簿を入手すべきところ、提出を受けたかどうかの確認を行わなかったとのことであるが、本委託業務において、収納業務の実施体制や従事者を常に把握することは、業務の履行状況を管理する上で重要なことである。業務仕様書においても、業務従事者に変更が生じたときは、直ちにその変更後の業務従事者名簿を市へ提出しなければならないとしている。</p> <p>市の動物公園事務所と委託先事業者である株式会社動物公園協力会は、園内に管理事務所があり、また、同一事業者が継続して委託業務を実施していることも、年度初めにおける業務計画書等の提出漏れが生じた一要因と思われるが、市として委</p>	<p>本委託業務については、令和2年度から、業務開始時に業務計画書及び業務従事者名簿の提出を受け、委託業務の履行が適切に行われる実施体制であることを確認している。</p> <p>また、業務従事者に変更が生じたときは、直ちに変更後の業務従事者名簿を提出させるなど、継続して実施体制や従事者の状況を把握している。</p>

託先事業者の管理が適正に行われているかという観点からは、不十分と言わざるを得ない。

【指摘】

委託業務の開始に当たっては、委託先事業者から業務計画書等の提出を受け、委託業務の履行が適切になされ得る実施体制であるかを確認されたい。

契約書や仕様書で求められている書類の受領漏れという形式的な問題にとらえずに、委託業務の開始時から契約終了時までの期間、継続して本委託業務に係る実施体制や従事者の状況を適切に把握されたい。

令和元年度包括外部監査

監査のテーマ：保育事業に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

3. 施設型給付等に係る事務 (8) 監査の結果及び意見【幼保運営課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 白紙請求書の運用について（報告書 P182）</p> <p>現状、市においては、当月分の施設型給付等を当月1日時点の在籍情報に基づき当月中に給付を行う方式を採用している。</p> <p>施設型給付等の給付を行うための施設からの請求書については、在籍児童及び加算項目等に基づき子ども・子育て支援システム上で計算を行い、当該金額を幼保運営課で作成している表計算用ソフトの請求書に入力・印刷し、これを在籍児童一覧、支給総括表とともに施設側に送付を行う。しかし、作業を行う前月の指定日までに翌月1日時点の在籍情報がシステム上で適時に更新されていない場合もあるため、当初の金額に修正が入る場合も生じる。</p> <p>この様に金額修正が生じる場合に備え、市では金額を記載しない白紙の請求書を施設に送付し、これについても押印の上で施設から入手する運用としている。</p> <p>金額修正が生じる場合には、施設側とメール等で金額を合意した上で幼保運営課において金額未記載の押印済み請求書に金額を記入し、これを施設からの正規の請求書として取り扱っている。</p> <p>現状の白紙請求書の運用の要因としては、原則的な当月分の当月給付を採用し、施設型給付等の給付について施設側との確認から給付までのスケジュールがタイトな状況となっていることが挙げられる。</p> <p>この事務スケジュールや処理方法を前提としながら、支出負担行為の根拠を書面の押印済み請求書に求めることが現状方式を採用する要因と考えられるが、請求書において最も重要な金額について給付を行う側で記載をする行為は、メールで合意をとっている事実があっても適切なものではない。</p> <p>【指摘】</p> <p>白紙の押印済み請求書を入手し、市の担当者がこれに金額記載したものを施設型給付等の給付根</p>	<p>施設型給付等において、システムによる計算後に入所児童数等の変更により金額修正が必要となる場合の事務処理について、令和2年度から、従来の白紙請求書に手書きする方法を、3か月ごとにまとめて精算する方法に変更した。</p>

拠とする現状運用を見直されたい。

本来、支出行為は支出を要すべき事実の発生を前提とした外部証憑等に基づくものであり、重要な請求額について内部で記載していることは給付手続において不適切である。

将来的には施設側とのシステム連携なども含めた給付費確認プロセスの効率化も有用と考えられるが、現段階では、確定請求書については施設側で金額記載の上で押印したものをまずはPDF化の上でメール等によりタイムリーに入手し、これに基づき給付事務を行うことなどが考えられる。